

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業利用契約書別紙
兼重要事項説明書

2024年4月

あなた（利用者）が当事業所の提供する第1号訪問事業のサービスを利用される前に、当事業者が説明すべき重要事項及びその交付する書面は、次のとおりです。

1 事業者（法人）の表示

事業者（法人）の名称	医療法人社団晃成会
主たる事務所の所在地	〒665-0045 宝塚市光明町1-5
代表者職名・氏名	理事長 佐竹晃
連絡先・電話番号	0797-76-3773

2 サービスを提供する事業所の表示

事業所の名称	医療法人社団晃成会 晃成会介護ステーション
サービスの種類	第1号訪問事業・介護予防訪問型サービス
事業所の所在地	〒665-0045 宝塚市光明町1-5
電話番号	0797-76-3773
責任者の職・氏名	管理者 辻 庸子

3 事業の目的・運営の方針

事業の目的	・利用者が、可能な限り居宅において、要支援状態又は要支援相当の状態の維持・改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行います。 ・以上の支援により、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
運営の方針	・介護保険法その他関係法令、利用契約の定めに基づき、利用者の介護予防を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、目標を設定し、計画的に、常にサービスの質の改善を図りながら、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めます。

4 提供するサービスの内容

第1号訪問事業・介護予防訪問型サービスは、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問し、次表に掲げる日常生活上の世話を行うサービスです。

生活援助	・単身世帯の利用者、家族・親族と同居している利用者で当該家族等が障害・疾病等により家事を行うことが困難である場合において、日常生活を営むのに支障が生じないように、家事の援助を行います。 （例）調理、洗濯、掃除、買い物など
------	---

5 営業日時

営業日	・月曜日から日曜日まで。 ・ただし、年末年始及びお盆を除きます。
営業時間	・午前8時から午後6時まで。

6 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	3 人 以上
訪問介護員	0 人

7 サービス提供責任者

サービスに関する責任者は、次のとおりです。サービスのご利用において、ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	磯山 佐加江
--------------	--------

8 利用料・利用者負担

サービスを利用した場合にお支払いいただく料金（利用者負担）は、原則として、サービス費（利用料）の1割又は2割の額です。この負担割合は、保険者（宝塚市）が利用者の所得金額に応じて設定しており、「負担割合証」に記載されています。

なお、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用された場合、超えたサービス費は、介護保険の適用外となり、その超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業・介護予防訪問型サービスの利用料・利用者負担

【基本部分】

サービス名	内 容	基本利用料（月額）	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）
<u>訪問型サービスⅠ</u>	週1回程度	12,994円	1,300円	2,599円
<u>訪問型サービスⅡ</u>	週2回程度	25,956円	2,596円	5,192円
<u>訪問型サービスⅢ</u>	週2回を超える程度	41,183円	4,119円	8,237円

【加算】

・次表の「加算の要件」を満たす場合は、基本部分に「加算額」が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料（月額）	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）
初回加算	新規の利用者に対し初回のサービスを提供する際に、サービス提供責任者が同行した場合	2,210円	221円	442円

生活機能向上 連携加算	サービス提供責任者が、理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価し、生活機能向上を目的とした介護予防ケアプランを作成し、連携してサービスを提供した場合	1, 105 円	111円	221円
----------------	--	-------------	------	------

【減算】

・次表の「減算の要件」を満たす場合は、基本部分の一定割合が減算されます。

減算の種類	減算の要件	算定額
同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算
	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算
	同一の建物等に居住する利用者の割合が90/100以上の場合	所定単位数の12%の減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	以下の対策等を講じていない場合に減算が適用となります。 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催と職員への周知 ・虐待防止のための指針の整備 ・虐待防止のための研修の定期的な実施 ・虐待防止のための担当者の配置	所定単位数の1%減算

（備考）各表の額が改定される場合は、事前に、改定後の額を書面でお知らせします。

（2）保険給付外の料金について

- ① サービス提供地域以外での利用にかかる交通費 1回利用毎に 500円
- ② 電車等を利用する場合 それにかかる運賃は 実費
- ③ キャンセルの連絡がなく、利用者様の都合で訪問介護が行えない場合 500円
（キャンセルの場合は、利用開始時間の1時間前までにご連絡ください。）

9 緊急時等の対応方法

- （1）サービスを提供中に、利用者の体調や容体の急変その他の緊急事態が発生した場合は、主治医や緊急連絡先（家族等）へ速やかに連絡するなど、必要な措置を講じます。
- （2）サービスの提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、利用者の家族、担当の地域包括支援センター、宝塚市等へ速やかに連絡します。

10 苦情相談窓口

- （1）サービス提供に関する苦情や相談は、次の相談窓口でお受けします。

事業所相談窓口	・ 電話番号 0797-76-3773 ・ 苦情受付時間 当事業所の営業日・営業時間と同じ。
事業所相談窓口担当者	・ 辻 庸子

- （2）サービス提供への苦情や相談は、次の苦情受付機関に申し立てることができます。

苦情受付 機 関	宝塚市健康福祉介護保険課 電話番号：０７９７－７７－２１３６
	兵庫県国民健康保険団体連合会 電話番号：０７８－３３２－５６１７

11 事業継続計画

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的の実施します。感染症や災害発生には、計画に従って速やかに必要な措置を講じます。

12 虐待の防止

虐待の未然防止、虐待等の早期発見及び迅速かつ適切な対応を実施するために、次に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果については担当職員に周知徹底します。
- ② 虐待の防止のための指針を定め運用します。

13 ハラスメントに対する処置

利用者より当法人職員に対しハラスメント行為を確認した場合、利用を停止させて頂く事がございます。

14 サービス利用上の留意事項

サービスをご利用の際は、次のことにご留意ください。

ア 訪問介護員等は、サービスを提供する際に、次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為、医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備など

イ 訪問介護員等に対する贈り物や飲食物の提供は、固くお断りします。

ウ 体調や容体の急変などによりサービスが利用できなくなった場合は、できる限り早めに担当の地域包括支援センター・当事業所の担当者へご連絡ください。

私（事業者）は、利用者が第1号訪問事業・介護予防訪問型サービスを利用する前に、上記の重要事項を説明しました。

重要事項説明年月日

年 月 日

事業者 所在地

宝塚市光明町 1-5

事業者（法人）名 医療法人社団晃成会 晃成会介護ステーション

代表者・氏名

理事長 佐竹晃

説明者・氏名

磯山 佐加江 ⑩



私（利用者）は、事業者から上記の重要事項の説明を確かに受けました。
併せて、この文書を介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業利用契約書の別紙とすることに同意します。

年 月 日

利用者 住所

氏 名

署名代行者（又は法定代理人）

住所

本人との続柄

氏 名
